



国海查第468号の2
平成27年12月24日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 横田 實 殿

国土交通省海事局検査測度課長
岩本 泉



船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正について（通知）
(自己反応を抑制する必要がある貨物に係る特別要件の一部改正)

標記について、危険化学薬品のばら積運送のための船舶構造および設備に関する国際規則（IBC コード）改正の取り入れに伴い、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の改正が下記のとおり公布され、平成28年1月1日より施行されることとなっております。
つきましては、別添のとおり改正の概要、案文及び新旧対照表を送付いたしますので、
関係各位への周知方宜しくお取り計らい願います。

記

「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示」
(平成27年12月21日国土交通省告示第1212号)

以上



船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正について

平成27年12月
海事局検査測度課

1. 改正の背景

船舶による液体化学薬品のばら積運送に関しては、主として、国際海事機関において策定された危険化学品のばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則（以下「IBCコード」という。）により、貨物タンクの位置、防火・消防設備等の構造・設備要件について国際的なルールが定められており、我が国においても、IBCコードの規定内容を危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号。以下「危規則」という。）及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年運輸省告示第549号。以下「危告示」という。）に取り入れて安全規制を実施しているところである。

平成26年5月に開催された第93回海上安全委員会において、自己反応を抑制する必要がある危険物を運送する場合の特別要件を改正すること等を内容とするIBCコードの改正が採択されたことから、危告示の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

- (1) 自己反応を抑制する必要がある危険物を運送する場合であって、自己反応抑制のための安定剤に酸素に依存するものを用いる場合、固定式イナート・ガス装置の操作要件等に応じ、当該危険物を積載するタンク及び関連の管装置の蒸気空間について、積荷中、運送中及び揚荷中のそれぞれについて不活性化の実施の可否を定める。
- (2) その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布（済）：平成27年12月21日
施行：平成28年 1月 1日